

(4) 避難所となっている学校等

都道府県名	国立学校施設(校)	公立学校施設(校)	私立学校施設(校)	社会教育・体育・文化施設等(施設)	文化財等(件)	独立行政法人等(施設)	計
富山県				1			1
石川県		48		86			134
計		48		87			135
2県		小 中 義務 高 ほか	24 10 2 4 8	社教 社体	84 3		

2. 文部科学省等の対応

<文部科学省>

【省内の体制整備等】

- ・文部科学省災害情報連絡室(室長:参事官(施設防災担当))を設置。(令和6年1月1日16時15分)
- ・文部科学省災害応急対策本部(本部長:官房長)へ改組。(令和6年1月1日18時15分)
- ・政府令和6年能登半島地震特定災害対策本部会議(第1回)に文教施設企画・防災部長が出席。(令和6年1月1日)
- ・文部科学省非常災害対策本部(本部長:事務次官)へ改組。(令和6年1月2日15時15分)
- ・地震調査研究推進本部地震調査委員会(臨時会)を開催。(令和6年1月2日)
- ・文部科学省非常災害対策本部会議(第1回)を開催。(令和6年1月3日)
- ・政府令和6年能登半島地震非常災害対策本部会議(第4回)に文部科学大臣が出席。(令和6年1月5日)

【学校等の安全確保、災害復旧等】

- ・関係教育委員会、公私立大学、全国の国立大学法人に対し、児童生徒等の安全確保と文教施設の被害状況の把握、二次災害防止を要請。(令和6年1月1日)
- ・被災した公立学校施設の早期復旧を図るため、災害復旧にかかる現地調査前の復旧事業の着手等について、関係教育委員会宛てに事務連絡を発出。(令和6年1月5日)

【職員の派遣等】

- ・政府現地災害対策本部に審議官らを派遣。(令和6年1月1日から2名、1月4日から3名)
- ・被災した学校施設の復旧支援のため、建築土木の専門家(2名)及び文部科学省職員(1名)を石川県に派遣。(令和6年1月5日)
- ・被災した学校の危険度(当面の使用の可否)を判定するため応急危険度判定士を派遣。(第1班(3名):11~14日、第2班(3名):15~18日、第3班(3名):16~19日)

【被災した児童生徒等への支援・配慮等】

[児童生徒の安全・就学機会確保関連]

- ・都道府県教育委員会等宛てに、新学期等に当たっての学校教育活動の開始日の扱いや、学校教育活動を開始する際の留意点など、児童生徒等の安全確保等に関する通知を発出。(令和6年1月4日)
- ・就学援助・修学支援に係る柔軟な対応や、ICT等の活用を含めた登校できない児童生徒への学習指導、心のケアの充実など、児童生徒等の就学機会の確保等に関する通知を発出。(令和6年1月7日)
- ・各国公私立大学長等宛てに、経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策等について取りまとめた通知を発出。(令和6年1月10日)
- ・各国公私立大学長等宛てに、被災した学生への配慮等につき、経済的支援の観点のほか、外国人留学生に対する配慮や学生に対する単位の授与、就職活動等への配慮といった観点を盛り込んだ通知を発出。(令和6年1月10日)
- ・各都道府県・指定都市教育委員会の修学支援担当課等宛に、地震により被災した児童生徒等に対する就学援助、高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金等に係る事務の取扱い等に関する事務連絡を発出。(令和6年1月10日)
- ・都道府県教育委員会等宛てに、医療関係職種等の国家試験の受験資格並びに学校、養成所及び養成施設の運営等に係る取扱いについて取りまとめた事務連絡を発出。(令和6年1月12日)
- ・各都道府県教育委員会等宛に、被災した児童生徒等の公立学校への弾力的な受入れ等に関するQ&Aとフローチャートを事務連絡として周知。(令和6年1月12日)

[教職員等の体制関連]

- ・新潟県、富山県、石川県、福井県、新潟市教育委員会に対して、児童生徒の状況に応じてスクールカウンセラー等による支援を行うこと、その際、文部科学省の予算を活用可能であることを周知。(令和6年1月4日)
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県、新潟市教育委員会に対して、教職員加配及び学習指導員や教員業務支援員について、追加配置等が可能であり、随時相談を受け付ける旨、周知。(令和6年1月4日)
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県、新潟市教育委員会に対して、他の地方公共団体に対して教職員の派遣を求めることが可能であることと、随時相談を受け付ける旨、周知。(令和6年1月4日)
- ・各都道府県・指定都市教育委員会人事主管課宛てに、地震による被害に伴う職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について事務連絡を发出。(令和6年1月5日)
- ・関係都道府県・指定都市教育委員会人事主管課・労働安全衛生主管課宛てに、地震の対応等に伴う職員の健康管理・安全衛生について事務連絡を发出。(令和6年1月10日)
- ・日本臨床心理士会、日本公認心理師協会宛てに、被災地へのスクールカウンセラーの派遣に関する協力依頼について事務連絡を发出するとともに、各都道府県・指定都市教育委員会スクールカウンセラー等活用事業担当課宛てに、被災地へのスクールカウンセラーの派遣及び情報提供に関する協力依頼について事務連絡を发出。(令和6年1月10日)
- ・各都道府県・指定都市教育委員会人事主管課宛てに、被災地への教職員派遣の可否を調査するための事務連絡を发出。(令和6年1月11日)

[入試関連]

- ・被災者に対する大学入学共通テストの特例措置等を盛り込んだ大臣メッセージを发出(令和6年1月3日)
- ・各国公立大学長宛てに、令和6年度入学者選抜において、被災した受験生に配慮し、柔軟な措置を講じること等を求める通知を发出。(令和6年1月5日)
- ・被災された受験生向けの個別入試に関する相談窓口を文部科学省に設置し、文部科学省HPにて周知。(令和6年1月9日)

[教科書の取扱い関連]

- ・教科書事務に関する留意事項について各都道府県教育委員会宛てに事務連絡を发出(令和6年1月4日)
- ・新潟県、富山県、石川県、福井県に存する各小学校の設置者に対して、学習指導要領に対応した小学校外国語活動教材の再配布が可能である旨の事務連絡を发出。(令和6年1月9日)

[その他]

- ・日本私立学校振興・共済事業団に対し、組合員証を紛失した場合でも速やかに再発行を行うことや、組合員証がなくても保険医療機関等において受診できること等を盛り込んだ事務連絡を发出。(令和6年1月1日)
- ・独立行政法人日本学生支援機構における令和6年能登半島地震による被害を受けた学生等への支援策について、文部科学省特設サイトに掲載。(令和6年1月4日)
- ・公立学校共済組合に対し、組合員証を紛失した場合でも速やかに再発行を行うことや、組合員証がなくても保険医療機関等において受診できること等を盛り込んだ事務連絡を发出。(令和6年1月4日)
- ・文部科学大臣所轄学校法人の理事長等宛てに、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第4条の規定に基づき「令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布、施行されたことを踏まえ、私立学校法に基づく期限の定めのある規定の特例的な取扱いについてまとめた通知を发出。(令和6年1月12日)

<文化庁>

- ・文化財等の被害情報を収集するため、文化庁職員及び(独)国立文化財機構 文化財防災センターの職員の現地派遣を、調整が整った地域から順次開始(1/12～金沢城)

<国立大学法人等の対応>

- ・各自治体からの要請により国公立の17大学病院から災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣(令和6年1月4日)
- ・各自治体からの要請により、これまでに国公立の40大学・44大学病院から災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣済み(令和6年1月9日)

<国立研究開発法人 防災科学技術研究所>

- ・防災科学技術研究所内に災害連絡室を設置。(令和6年1月1日)
- ・「防災クロスビュー: 令和6年能登半島地震」を開設。(令和6年1月1日)
- ・自治体の災害対策本部等への業務支援のため現地にISUTとして職員を派遣(石川県庁)。(令和6年1月1日)
- ・地震発生直後から観測データの解析を行い、地震調査委員会臨時会に資料を提出。(令和6年1月2日)
- ・令和6年能登半島地震の解析結果をHPで公開。(令和6年1月3日)
- ・令和6年能登半島地震で発生した崩壊箇所、土砂流出範囲および津波浸水範囲の推定結果をHPで公開。(令和6年1月4日)
- ・令和6年能登半島地震における金沢市周辺の地震観測点の被害状況調査(令和6年1月5日～令和6年1月10日)
- ・能登半島拡大版の強震モニタをHPで公開。(令和6年1月9日)

<国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構>

- ・国土交通省等からの要請に基づき「だいち2号」(ALOS-2)による被災域の観測、データ提供、公表。(令和6年1月1日～)

<国立研究開発法人 海洋研究開発機構>

- ・東京大学地震研究所等と共同で、能登半島北東沖の緊急調査航海を実施(令和6年1月16日～26日)

<独立行政法人 国立青少年教育振興機構>

- ・自治体からの要請により、被災者を受け入れ。(令和6年1月1日～)
- ・災害支援関係団体や学校の代替施設として地域の児童生徒を受け入れ。(令和6年1月9日～)
- ・断水が続いている近隣地域住民のため、浴場の無料開放を実施。(令和6年1月10日、11日、13日、14日)

<独立行政法人 日本学生支援機構>

- ・被災学生に対する奨学金緊急採用及びJASSO災害支援金の申請、減額返還・返還期限猶予の願出を受付、プレスリリース。(令和6年1月4日)

<日本私立学校振興・共済事業団>

- ・私学事業団所管の全国の直営宿泊施設について、被災された加入者(家族も含む)を宿泊料無料(食事代のみ実費負担)で受け入れることを決定。(令和6年1月5日)

3. 今後の対応

- ・引き続き、教育委員会等の関係機関と連携を密にしつつ、被害状況の把握に努める。

<担当> 文教施設企画・防災部参事官(施設防災担当)付
電話:(代表)03-5253-4111 内線3688、2290